

## SNS及び情報誌による情報発信事業業務委託 企画提案競技実施要項

### 1. 企画提案の目的

SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム）を活用した《埼玉県の物産観光》に関わる情報発信を行うとともに、SNSと連動させた物産観光情報誌（ウェブマガジン、紙媒体）を制作・発行（年2回）することにより、県内の観光・物産資源や協会会員事業者の商品・サービスを魅力的に紹介し、より広い地域やターゲットに対して県内への誘客を促進する。

その発信力の強化を目的とした、コンテンツの（連動）企画、制作、編集等の業務について、専門的知識及び技術を有し、当該業務を行う者を企画提案競技により選定する。

### 2. 募集概要

#### (1) 業務名

SNS及び情報誌による情報発信事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 契約期間

契約の日から令和5年3月31日（金）まで

#### (3) 業務内容

別紙「SNS及び情報誌による情報発信事業業務委託仕様書」のとおり。  
（以下「委託仕様書」という。）

#### (4) 委託上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

### 3. 参加資格・条件

企画提案に参加する者は、別紙1「企画提案参加意向届」を提出した者で、次の項目をすべて満たす者とする。

(1) SNS運営及び情報誌作成の実績があること。

(2) 次のア～オのいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 埼玉県から指名停止措置、入札参加停止措置を受けている者。

ウ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者。

エ 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続き中である者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者。埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成25年4月1日)に基づく入札参加除外措置を受けている者。

### 4. 応募方法

下記書類①～④（各7部）と、PDFデータを提出してください。

- |                          |
|--------------------------|
| ① 会社概要                   |
| ② 過去の実績一覧（参考資料がある場合は提出可） |
| ③ 企画提案書                  |
| ④ 見積書                    |

様式は任意とするが、サイズはA4版で作成すること。

なお、参加される場合は、別紙1「企画提案参加意向届」を令和4年3月22日（火）17時までにメール（saitamadmo@saitamadmo.org）で提出すること。

※メール送信後に受信確認の電話（048-647-0500）をすること。

電話受付時間 9時～17時

## 5. 提出期限及び提出先

(1) 企画書提出期限：令和4年3月24日（木）17時必着

※書類は郵送または持参、データは指定のメールアドレス宛に送信

(2) 企画書提出先：

【書類】一般社団法人埼玉県物産観光協会 DMO推進課

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5

ソニックシティビル5階

【データ】saitamadmo@saitamadmo.org

※メールタイトルに「SNS及び情報誌による情報発信事業業務委託 応募データ」と記入。メール送信後に受信確認の電話（048-647-0500）をすること。）

## 6. 提案書について

(1) 企画提案書には、委託仕様書の内容を踏まえ、以下の内容を必ず記載すること。なお、A4版30ページ以内とする。

ア 委託仕様書「5. 委託業務内容」に基づく、理念と基本方針

イ 委託仕様書「5. 委託業務内容」に基づく、実施内容、方法、及び本事業のKPI

ウ SNS投稿記事イメージ案

エ 情報誌（ウェブマガジン、紙媒体）デザイン案、記事イメージ案

・ウェブマガジンのデザイン案は、パソコン、スマートフォンそれぞれの画面での閲覧を想定して作成すること。

・紙媒体はB5見開き4ページで作成すること。

・完成品をイメージできるものにする（写真等はイメージ画像でも可）。

・表紙デザイン案、記事デザイン案は、未発表のものとする（ロゴは当協会が提供するロゴデータを使用すること）

・台割案、特集内容案

オ 業務実施スケジュール

カ 業務実施体制

・SNSの運営、情報誌の制作のそれぞれの体制を明記すること。

・当協会と綿密な打合せを随時行える体制を明記すること。

キ その他、必要と思われる事項

(2) 提案書の作成に際しては、「委託仕様書の内容を具体化したもの」と「独自で追加提案するもの」の区別が明確に判別できるようにすること。

## 7. 見積書について

以下、①及び②の見積書を提出すること。

①本事業費に関わる見積書

※上限金額を超えての提案は失格とする

※代表者印を押印すること

※必要な経費の内訳を記載すること

②委託仕様書「「5. 委託業務内容」【詳細】（3）情報誌（紙媒体）」の制作に基づく、各広告枠の制作に関わる見積書

## 8. 過去のSNS運営及び情報誌作成の実績一覧

3（1）を証明するために作成実績一覧等を提出すること。なお、一覧のうち、提供可能な実績を証明する書類（契約書、完了検査結果通知等の写し）を併せて提出すること。

※実績証明書は、3件以上の実績がある場合、直近3件までの提出で可。

## 9. 事業者の選考方法

本実施要項に基づき提出された企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを行い、委託者により「10. 選定にあたっての審査基準」に基づいて内容の審査をおこない、デザインや企画能力、見積価格等を総合的に審査して最優秀提案者を契約先候補者に選定する。

ただし、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類審査を実施し、5者程度を選定することとする。その場合は、プレゼンテーションの参加可否について、企画提案書を提出した全事業者に対し、令和4年3月25日（金）正午までに連絡する。

選考の経緯、内容についての問合せには応じず、また、選考結果に対する異議申立は受け付けない。

### ●プレゼンテーション審査の実施概要

（1）日 時：令和4年3月28日（月）または29日（火）を予定（時間は後日連絡）

（2）実施形態：テレビ会議システム「Zoom」を使用したオンライン審査

（3）持ち時間：30分（説明20分以内、質疑応答10分以内）

（4）参加人数：1社につき2名までとする。

（5）内定通知：令和4年3月31日（木）までに通知する。

（6）その他：プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容とし、実務を行う担当者が行うこと。その際、当協会が用意するプロジェクターを使用することができる。オンライン審査になった場合は、テレビ会議システム「Zoom」の使用環境は、事業者が準備すること。

## 10. 選定にあたっての審査基準

主に、以下（1）～（9）に対して評価を行う。

（1）仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。

（2）既存の基本方針・ターゲットを踏まえた上で、魅力的かつ具体的な提案となっているか。

（3）タイムリーな情報をわかりやすく伝える工夫がなされているか。

（4）各SNSの特徴を活かし、独自の視点やアイデアが盛り込まれているか。

（5）SNSと情報誌の効果的・効率的な連動（メディアミックス）がなされているか。

（6）読者のアクションに結びつける工夫がなされているか。

（7）デザイン、レイアウト、写真等が見やすく、興味・関心を引きつけるような工夫がなされているか。

（8）各項目のKPI設定及び達成方法、効果検証を的確に実施できるか。

(9) 業務実施体制が整っており、適切で柔軟な対応ができるか。

#### 1 1. 質問について

質問がある場合は、令和4年3月17日(木)12時までに別紙2「質問書」に記入の上、メール(saitamadmo@saitamadmo.org)で送付すること。メールのタイトルには、「SNS及び情報誌による情報発信事業業務委託に関する質問」と記入すること。質問があった事項については、3月18日(金)に埼玉観光情報サイト「ちょこたび埼玉」の「新着情報」で公開する(<https://chocotabi-saitama.jp/topics>)

#### 1 2. 契約の締結

審査により最優秀提案者と判断された者と協議の上、契約を締結する。  
なお、契約候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

#### 1 3. 契約保証金

埼玉県物産観光協会財務規則第69条により、契約金額の100分の1以上とする。ただし、契約の履行が確実と認められるときには免除とする。

#### 1 4. その他の留意点

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出期限に遅れた場合は失格とする。
- (4) 企画提案に係る不正や著作権侵害など、法律に違反する行為が判明した場合には失格とする。また、受託事業者として決定した後、不正等が判明した場合には決定を取り消すこととする。
- (5) 企画提案書等の提出は、1提案者につき1提案に限る。
- (6) 本事業の実施に当たっては、当協会と十分に協議を行いながら進めることとする。
- (7) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、当協会に帰属する。
- (8) 提出された提案書等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。
- (9) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

埼玉県において、令和4年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を当協会に請求することはできない。

一般社団法人 埼玉県物産観光協会  
DMO推進課(担当:新井、辻村)  
電話:048-647-0500  
E-mail:saitamadmo@saitamadmo